

別紙1

学位	経歴書			現住所	関係学会 加入状況	年月日	任 免 事 項	印 生年月日	師事した指導者の氏名、学位論文 名又は学会に提出した論文名
	フリガナ 氏名								

注 医師免許証の写しを添付すること。

別紙2

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

設 備 (主要なもの)	品目	数量	品目	数量
	体制			

別紙3

研究内容に関する証明書

医療機関名

氏名

1 研究テーマ

2 研究の内容別期間等

(1) 教室における臨床実習

自 年 月 日 至 年 月 日 月間(1週) 日 時間)

(2) 教授指導下での教室外における臨床実習

自 年 月 日 至 年 月 日 月間(1週) 日 時間)

3 その他研究内容を明らかにするために必要な事項

主論文

副論文

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

大学名

氏名

印

別紙4

人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名

氏名

1 専門研修

(1) 研修期間

自 年 月 日 至 年 月 日

(2) 医療機関及び指導医

2 臨床実績

期 間	患者数	回 数	医 療 機 関 名 等
年 月 ~ 年 月	人	回	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

3 透析療法従事職員研修受講の有無

(1) 有 ( ) 年度研修)

(2) 無

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

医療機関名

氏名

印

別紙5

中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

(表面)

医療機関名	期 間	症 例 数	備 考	主たる担当	
				医 師 名	
○ ○ 病院 ○ ○ 病院	年 月 日 ~ 年 月 日 ~ ~ ~	中心静脈栄養法 ( ) ( ) ( )			
○ ○ 病院 ○ ○ 病院	年 月 日 ~ 年 月 日 ~ ~ ~	経腸栄養法			

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日  
医療機関名  
氏 名

印

(裏面)

記載要領

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
  - 2 「主たる担当医師名」欄には、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
  - 3 症例数を記入する欄には個々の症例数を直近時から遡って記載し、調査票の記入欄を満たす範囲内で症例数を計上すれば足りること。  
ただし、既定の症例数(中心静脈栄養法 20 例以上、経腸栄養法 10 例以上)について、患者性別、年齢、期間等の一覧を別途添付すること。
  - 4 中心静脈栄養法の症例数のうち、在宅中心静脈栄養法については ( ) 内に再掲すること。
- (1) 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。
- (2) 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが 10 日間以上のものを症例として計上すること。  
なお、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、同一日ないし翌日に再挿入した場合は 1 回とみなし、複数症例として計上しないこと。

様式第15号(第7条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届

平成 年 月 日

広島県知事様

薬局の開設者 住所 氏名 氏名 ㊟

障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として、指定を受けた事項を変更しましたので、同法第64条の規定により次のとおり届け出ます。

区分		新	旧
薬局	医療機関コード		
	名称所在地電話番号		
開設者	住所		
	氏名又は名称		
薬剤師の氏名			
薬剤師の経歴		(別紙1)	_____
調剤のため必要な設備及び施設の概要		(別紙2)	_____
変更理由			
変更年月日			

注 別紙の必要な事項の変更は、必ず別紙を添付すること。

別紙1

現住所		経歴書		
学位		フリガナ氏名	印	生年月日
住所				
最終学歴				
主たる職歴				

注 薬剤師免許証の写しを添付すること。

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
	品目	品目
主たる設備		

備考 1 薬局の見取図を添付すること。

2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

様式第16号(第7条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届

平成 年 月 日

広島県知事様

指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
所在地

名称

⑤

障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として、指定を受けた事項を変更しましたので、同法第64条の規定により次のとおり届け出ます。

区分		新	旧
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名称		
訪問看護ステーション等	主たる事務所の所在地		
	電話番号		
	医療機関コード		
	所在地		
	電話番号		
	職員の定数	(別紙)	

注 別紙の必要な事項の変更は、必ず別紙を添付すること。

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第17号 (第8条関係)

指定自立支援医療機関  
 休止 届  
 再開

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

指定自立支援医療機関の開設者等 住所 氏名 ㊟

障害者自立支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）について、次のとおり（休止・廃止・再開）しましたので障害者自立支援法施行規則第 63 条の規定により届け出ます。

- 1 指定自立支援医療機関の名称、医療機関コード、所在地及び電話番号
- 2 休止・廃止・再開年月日
- 3 休止・廃止・再開の理由
- 4 患者の措置（休止・廃止した場合）

注 「育成医療・更生医療・精神通院医療」及び「休止・廃止・再開」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

## 様式第18号(第8条関係)

## 指定自立支援医療機関処分届

平成 年 月 日

広島県知事様

指定自立支援医療機関の開設者等 住所 氏名 印

障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)について、次のとおり(医療法・健康保険法・介護保険法・薬事法)の規定による処分を受けましたので障害者自立支援法施行規則第63条の規定により届け出ます。

- 1 指定自立支援医療機関の名称, 医療機関コード, 所在地及び電話番号
- 2 処分年月日
- 3 処分の内容

注 「育成医療・更生医療・精神通院医療」及び「医療法・健康保険法・介護保険法・薬事法」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

## 様式第19号(第9条関係)

## 指定自立支援医療機関辞退届

平成 年 月 日

広島県知事様

指定自立支援医療機関の開設者等 住所 氏名 印

障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)について、同法第65条の規定により次のとおり指定を辞退するので障害者自立支援法施行令第40条の規定により届け出ます。

- 1 自立支援医療機関の名称, 医療機関コード, 所在地及び電話番号
- 2 辞退年月日
- 3 辞退の理由
- 4 患者の措置

注 「育成医療・更生医療・精神通院医療」のいずれか該当するものを○で囲むこと。

様式第20号 (第11条関係)

障害福祉サービス事業 開始 届出書

(1面)

開始・変更しようとする事業の内容	事業を行う事業所	所在地	名称
	サービスの種類	提供する便宜等の内容	
経営者(法人)	氏名(名称)	住所(事務所の所在地)	
基本約款	別添 1		
事業の運営の方針	職務の内容		
職員の職種	職員の定数		
	人		
	人		
	人		
	人		
	人		
	合計		
	人		
主な職員の氏名			
主な職員の経歴	別添 2		
事業を行うおととする区域			
短期入所の用に供する施設	名称	所在地	
	種類	所在地	
	入所定員		
事業開始の予定年月日	平成 年 月 日		
1. 上記のとおり障害福祉サービス事業を開始しますので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出ます。			
2. 上記のとおり障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。			
平成 年 月 日			
事業経営者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者の氏名)			
広島県知事 様			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 記載事項が多いため、この様式にすることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。

3 届出書の記入については、2面によること。

障害福祉サービス事業開始・変更届出書記入要領

(2面)

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数のサービスの種類の障害福祉サービス事業を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供するサービスの種類等その事業の内容を記入すること。  
なお、サービスの種類に変更が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を営業者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の氏名及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を営業者として考えることを明確に記入すること。
- 7 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 8 「事業を行うおととする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行うおととする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 9 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号を○で囲むこと。
- 10 開始の届出をする際には、この届出書に障害者自立支援法施行規則第66条第2項に掲げる書類を添付すること。



様式第21号(第11条関係)

(1面)

障害福祉サービス事業 廃止 届出書							
廃止(休止)する事業所	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスの種類</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地		サービスの種類	
名 称							
所 在 地							
サービスの種類							
廃止・休止予定年月日	平成 年 月 日						
廃止・休止の理由							
現に便宜を受け又は入所している者に対する措置							
休 止 予 定 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日						
上記のとおり障害福祉サービス事業を 79条第4項の規定により届け出ます。	廃止 届出書 廃止 しますので、障害者自立支援法第 平成 年 月 日 事業経営者 住 所 (所在地) 氏 名 [名称及び代 表者の氏名]						
広島県知事 様	印						

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。
  - 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宣用紙(大きさは日本工業規格A列4とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。
  - 3 届出書の記入については、2面によること。

障害福祉サービス事業廃止・休止届出書記入要領

(2面)

- 1 標題の届出名のうち、廃止・休止いずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 複数の種類の障害福祉サービス事業を廃止又は休止する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

〔広島県規則第四十三号〕

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和二十六年広島県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条を削る。

別記様式第九号から別記様式第十一号までを削る。

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)

第二条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条の規定による育成医療の給付(以下「育成医療の給付」という。)(又は同法)を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条の規定による自立支援医療費の支給(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一号の育成医療に係るものに限る。以下「育成医療の給付」という。)(又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に改め、「のうち入院による給付」を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年広島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「旧居住地を管轄する地域事務所長(以下「地域事務所長」という。)に通知するものとする」を「地域事務所長(以下「地域事務所長」という。)を経由して旧居住地を管轄する福祉事務所長(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所の長をいい、地域事務所長を除く。)(又は福祉事務所を設置しない町の長に通知するものとする)に改め、同条第三項を削る。

第十二条の見出し中「指定居宅支援事業者等」を「指定身体障害者更生施設等」に改め、同条中「法第十七条の十七第一項及び」を削る。

第十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十五条中「法第十七条の二十三及び」を削り、同条第一号中「指定居宅支援事業者又は」を削り、同条第二号中「指定居宅支援事業者又は」及び「指定の申請者又は」を削り、同条第三号中「事業の廃止」を削る。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条の見出し中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

別記様式第三号の四を次のように改める。